

第 1 1 7 回城山地区まちづくり会議全体会結果

日 時：令和 7 年 5 月 29 日（木）

午後 7 時～午後 8 時 30 分

会 場：城山総合事務所本館 2 階 B 会議室

出席者：17 名（欠席 6 名）

傍聴者：0 名

1 開 会 内山所長

2 自己紹介

新任委員の自己紹介が行われた。

3 行政等からの連絡事項

相模原市子育て応援条例の制定について

こども・若者政策課の職員より資料 1 に基づき説明がされた。

- ＜ 主な質問等 ＞ ○委員からの質問等 ●こども・若者政策課からの回答
- この事業全体に係る今年度の予算について伺いたい。
- 例えば、『市立小学校 1 年生の学校給食費無償化』で約 2 億 4 千万円、『フリースクールなどへの通所費用の支援』で 3 千 600 万円など、少子化対策に係る事業全体では約 20 億円の予算を確保し取り組んでいる。
- スタディークーポン事業について、対象者はどのように申請をするのか。
- 市から対象者へ通知を送付し、そのうちの希望者に申請をして頂いている。
- 「温かく見守ってほしい」との説明があったが、地域の特色などを踏まえ城山地域としてどのような支援をするべきか、市としての考えがあるのか。
- 各地域の特色もあるが市全体として、子育て世代の方々は孤立しがちという部分があるので、地域の方々には、声掛けや困りごとがあれば手を差し伸べていただくなどの支援をお願いしたい。
- 子育て世帯が住みやすく住みたいと思える自治体では、子育て支援が充実している傾向にあり、その地域に住み続けることを促す大きな要因であると考え。今後は相模原市においても人口が減少する中、説明のあった事業を充実させ、市外の方が相模原市に住みたいと思ってもらえるような市になるように取り組みを進めて頂きたい。
- 情報提供になるが、城山地区民生委員・児童委員協議会でも主幹事業として、毎月第 1 月曜日に公民館で『子育てサロンマッシュマロクラブ』を実施しているので、地域で子育て最中の方がいればお声掛けをお願いしたい。
- 子ども・若者未来基金について、令和 5 年度の寄附総額が 400 万円強となっ

ているが、説明があった事業に充てているのか。

- 子ども・若者未来基金について、前年度からの繰越を含め 4 億円位積み上がっており、説明をした各事業へ充当している。

4 報告事項

令和 7 年度地域活性化事業交付金申請事業の審査結果について

事務局より令和 7 年度地域活性化事業交付金申請事業の審査結果、申請のあった全ての事業（4 件）について、交付決定をしたとの報告がされた。

5 議 題

（１）まちづくり会議について

まちづくり会議の目的や活動内容等の概要について、事務局から説明を受けた。

< 主な意見等 >

- ・まちづくり会議の目的に『課題解決に向けた活動を自主的・自立的に行うために設置』とあり、また、役割には『まちづくり会議構成団体等が協働して行う課題解決事業』とあることから、まちづくり会議が主体となり、地域課題の解決に向けた事業を実施したいと考えている。
- ・実際に事業を行うには実行部隊や費用が必要となるが、地域活性化事業交付金の活用以外に予算がない。また、まちづくり会議が提示した地域課題の解決への取り組みをしている団体へ地域活性化事業交付金を交付し、事業を実施してもらっているが、まちづくり会議において各団体の活動内容を把握していないと実行力がない。
- ・まちづくり会議は事業を提案する会議なのか、事業を実行する会議なのか目的を明確にする必要がある。なお、まちづくり会議は常設会議であり、誰から諮問を受けて臨時的に設置して回答を出す会議ではないという認識でいる。
- ・子ども部会や高齢者部会で活動していることは必要なことであるが、現在の活動が本当に地域の課題解決に繋がっているのか疑問である。この認識は、各委員でバラバラかと思うので、まちづくり会議で協議し共通認識を図りたいと考えている。
- ・平成 30 年度に課題を抽出し、その中から重点的に取り組む事項を決めて今に至っている。高齢者部会では「おせっかい風土をひろめよう」ということで集約まで行ったが、子ども部会はまだ半ばというのが現状である。
- ・若葉台で実施しているグリスロについては、次期総合計画・都市計画マスタープランに基づいて実施されたものなのか。
- ・次期総合計画・都市計画マスタープランとは別に実施している。

- ・今、意見が出たことを踏まえながらまちづくり会議で協議し、会議自体の位置付けや活動の目的を明確にするとともに、今後は具体的な行動に移せるようにしたいと考えているので協力してほしい。

(2) 令和7年度城山地区まちづくりを考える懇談会について

令和7年度城山地区まちづくりを考える懇談会実施に関するアンケート結果について、事務局から説明を受けた。

< 主な意見等 >

- ・子ども向けの防災活動について、火をおこすことやご飯を炊くことなど、基本的なことを子どもたちに経験させ学ばせることで、災害時の「生きる力」になることから防災訓練に取り入れて実施できれば良いと思う。また、子どもたちが参加しやすいような事業の企画・運営を考える必要がある。
- ・子ども向けの防災活動に係る取り組み自体は良いと思うが、懇談会のテーマとするには、論点整理が必要である。
- ・子どもから高齢者まで、いつでも誰でも目的もなく集まり時間を過ごせるような居場所が欲しい。若葉台で実施している『YY（わいわい）若葉』は、誰が行っても良いので女性だけではなく男性の方も利用している事例がある。目的を設定して事業を実施しても男性の参加が少ないので、目的もなくただふらっと立ち寄り時間つぶしができる居場所が各地域にあると良いと思う。
- ・空き家を活用した居場所づくりについて、地域で空き家に係る実態を把握するとともに、市で把握している空き家の活用事例や補助金制度の有無などの情報を伺いながら懇談しても良いと思う。
- ・子育て中の親へ焦点を当てた意見交換を行いたいと考えている。子育て中の親が抱える悩みや負担について、相談をしたくても周りに話す人がいない場合などがあり、孤独を感じている人もいる。このような人を集め、一緒にボランティア活動をしたり、面白いことを企画したりするなど、地域と繋がる機会をつくるような取り組みが出来たら良いと思っている。子育て中の親が抱える悩みや負担を軽減し、元気に明るい気持ちで子育てができるように、地域全体で子育てを支援する環境を整備し、親と地域が繋がりを持つことによって、子どもも自然に地域に繋がると考えられる。
- ・子どもたちの居場所づくりは重要であり、地域で支えていくことが大事だと思う。
- ・子どもの居場所づくりなど大変重要なことと考えるが、まちづくり懇談会において意見交換をする際、抽象的なテーマでは市側の回答も一般的な回答になり具体的な課題解決に繋がらない可能性がある。城山地域の課題を明確にし、具体的なテーマで意見交換した方が有効的な回答を得られると思う。
- ・現在、まちづくり会議においては事業の実施に係る予算がないため、地域活

性化事業交付金を活用し地域課題の解決に取り組んでいるが、今後、まちづくり会議に予算を付け、地域課題に取り組めるようにするなど、まちづくり会議で事業が実施できるような制度の見直しについて意見交換を行いたい。

- ・『小倉橋灯ろう流し』や『さくらまつり』など、補助金の制度がある事業のように、高齢者や若者支援といった地域の実情に合わせた課題を解決するためには地域に予算を配分し、まちづくり会議が主体的に予算を活用できるような体制が望ましいと考える。
- ・市は地域の課題解決に向けた活動に対し、地域のボランティア精神に甘えすぎているのではないか。現状では、地域で活動している委員や実行委員を見ても同じ顔ぶれでありみんな苦勞をしている。また、高齢化が進む中、若い人の担い手がいないという課題もある。ボランティア精神の重要性もあるかとは思いますが、地域活動の持続可能性や担い手確保のためには、地域に資する活動に対し適切な対価（報酬や謝礼）を支払うことも重要であると考えているが、市の意見を聞いてみたい。
- ・次期総合計画・都市計画マスタープラン城山地区まちづくり会議報告書を作成してから年数が経過しているので、見直しが必要である。
- ・令和 9 年度が見直しの時期となる。
- ・次期総合計画・都市計画マスタープラン城山地区まちづくり会議報告書に記載のある重点項目について、未だに課題解決が出来ていないのが現状である。
- ・城山中央公園構想について、合併時の条件として継続して審議することとなっており、構想自体は継続中であると認識している。以前、市からの説明では、城山中央公園の取り扱いに係る見直し方針において「風致公園として検討している。」と聞いた。しかし、現状は駐車場やトイレが整備されていないことから、地域外からの訪問者が来にくい環境であると思っている。以上のことを踏まえ、市では「今後の取り扱いについて検討を進めるとともに定期的に説明会を実施する。」と言っていたが、現状について説明をしてもらいたい。
- ・公園課へ現状や今後の動きについて、説明を求めることは可能である。

《 結果 》

- ・上記意見を踏まえ役員会へ諮り、令和 7 年度城山地区まちづくりを考える懇談会のテーマを選定することとなった。

（３）まちづくり会議（部会）の取組状況について

まちづくり会議（部会）の取組状況について、事務局から説明を受けた。

（４）役員の選出及び部会編成について

役員の選出と部会の編成についての協議が行われ、新任委員 11 名の各部会へ

の振り分けと、各副部会長の退任に伴い、各部会において副部会長の選出をすることとした。

(5) 城山地区で具現化していく取組について（部会検討）

全体会終了後に各部会に分かれて検討を行い、検討終了後にそれぞれ解散となる旨説明があった。

6 閉 会 菅野副代表

【全体会終了後の各部会での検討内容】

●高齢者とともに築き支える地域づくり部会

- ・ 部会の委員の多くが退任され、新たな委員が多い状況である。新たな委員は今までの内容が何も分からないので、副部会長を務めるのは難しい。
- ・ 継続している委員の中から副部会長を選ぶのが望ましいとは思いますが、難しい部分がある。
- ・ 副部長は置かなければいけない訳ではないので、しばらく空席でもよろしいのではないかな。
- ・ この部会は、事業の集大成としておせっかいスゴロクを作って各世帯に配布した。最後にバンダナを作って今まで協力してくれた人に配ることを考えている。総合計画・都市計画マスタープランも変わるということなので、部会としてどのような方向性でやっていくべきか、意見を新しい方の目線で出してほしい。
- ・ 今までの活動が分からない中で、新しい意見は出せない。
- ・ まちづくり会議の中で、孤独死をなくそう、という意見が出て、そのためには人との繋がりが必要であろうという話になり、おせっかい、みんなでおせっかいさんになろう、城山におせっかい風土を広めようという目的で事業をやることになった。1年目は4つの小学校区を回って、コースを決めて地域を知るために歩いて、出会ったら地域の人と繋がりを持とうということをやったが、2年目は、歩く時間を半分にして、残りの時間をおせっかいの事例を出し合って、みんなでその事例を検討して情報を集めて、おせっかいスゴロクを作った。それを城山地区に配布し、今まで協力していただいた方へ配るものとしてバンダナを作った。これが活動の経過である。
- ・ 総合計画・都市計画マスタープランのリニューアルに向けてこれから動きがあると思うので、PDCAサイクルに乗せ、今年度はこれまでやってきたことのチェックをして、次に向けて、新たなテーマを設定するかどうかはマスタープランの進捗に合わせて検討すれば良いと思う。
- ・ 今年度は、今までの部会の活動の検証を1年かけてやってもいいくらいだと思う。その結果を次回のマスタープランに反映させれば良い。

- ・過去の活動の問題点などを経験者に洗い出してもらい、その内容について新任の人が客観的な意見を出すのは可能である。
- ・それぞれの活動が終わった後、その都度振り返りはしている。
- ・やった活動の 1 つ 1 つを検証していたとしても、事業そのものに対する検討ができていない。
- ・今年度は今までの活動を検証して、来年度、この事業を終えるのか継続するのか、決めればいい。
- ・バンダナをどう配るかは、また次回以降考えることとしたい。

●子どもたちの主体性を育む地域づくり部会

1 部会長・副部会長の選出

城山地区まちづくり会議会則（以下、「会則」という。）第 6 条及び第 8 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり選出した。

副部会長 小島盛生（城山地区社会福祉協議会）

2 あつまれ～ しろやまっこ！実施方法の検討

- ・令和 7 年 5 月 17 日に実施したモルック体験会の結果について、法政大学 SIC 学生プロジェクトの学生がまとめてくれたので、次回のモルック体験会の実施時の参考資料になると思う。
- ・学年別では、小学 3 年生と 5 年生の児童の参加者が多かった。また、親子連れの参加者が多かった。
年齢別では、年長から 70 代までの幅広い層の参加者があった。
地区別では、葉山島、町屋、原宿、久保沢、向原からの参加者があった。
- ・前回に引き続き参加してくれた参加者もいた。
- ・モルックは、味方チームだけではなく、相手チームがうまくいったときにも拍手を送るなど、参加者の一体感を高めより楽しむことができる競技である。
- ・初対面同士でも、競技を通じ自然に会話ができることや多世代が楽しく交流できるところが良いと感じた。
- ・今回、雨天のため室内での実施であったが、室内用のモルックを用意していたので良かった。
- ・歓声が上がり、大人も夢中になって大変楽しそうであった。
- ・2～3 人で参加した親子に別の参加者を加え、4 人で 1 組のチーム編成としたところ、初対面でも自然と交流が図られていたので良かった。
- ・アンケートを取るのが難しいと思っていたが、今回は感想を聞いてきちんとまとめられているので非常に良い。
- ・参加した子どもたちと法政大学 SIC 学生プロジェクトの学生がチームを組

んだことで交流が図られ親近感が生まれていたもので、今回のイベントがきっかけとなり、次回以降の参加も促されると思う。

- ・室内で実施したことにより距離感が近く、一体感が出やすかったのではないかな。
- ・子どもと一緒に参加した父親でモルックを熱心にやっている姿が良かった。
- ・モルックをすごく気に入り、次回の開催を楽しみにしている子どもがいると聞いた。
- ・学校評議員会で城山高校を訪問した際、11月に開催予定のモルック体験会へ城山高校の生徒会が参加すると聞いている。
- ・高校生と大学生の交流も良いことである。
- ・モルック大会の企画段階から子どもたちをメンバーに加えたいと思うが、ハードルが高そうである。
- ・「モルックを自分でつくりたい。」との意見があった。
- ・相模川ビレッジ若あゆで、モルックを自分でつくる体験学習に参加したようである。
- ・温泉坂の春林でモルックを実施しているが、手づくりのモルックだったと思う。
- ・大人と子どもが混ざったチームや大人と子どもに分かれたチームで対戦するなど、工夫次第で盛り上がると思う。
- ・モルックは、高齢者や障害者の方も参加しやすいと思う。
- ・参加している子どもたちからは、面白いのでまたやりたいとの声も聞かれているので、継続する方向で進めて行きたいし、子どもたちにも何かに関わってもらいたい。
- ・気になったことは、広田小学校の参加者がいなかったことである。
- ・以前、広田小学校内で昼休みにサッカー教室を実施したところ、先生が校内放送で呼びかけをしてくれるなど大変協力的で多数の児童が参加してくれた。広田小学校内で活動を行う場合に比べて、他校で活動を行う場合は参加しにくい傾向があるのかもしれない。
- ・各小学校で実施しても良いかと思う。
- ・各地域の交流を図りたい。
- ・城山公民館は、位置的にも城山地域を中心ではないので公民館で事業を実施しても来にくい地区もあると思う。
- ・城山地域全体で事業を実施したいが、地域性により、開催場所によっては参加しにくいと感じる地区もあると思われる。
- ・昔は自治会内の繋がりが強く、各自治会単位で育成会などとともに様々な行事を実施していたので、子どもも大人と一緒に参加していたと思われるが、現在では自治会が弱くなり、行事を行う際の拠り所となるものが無くなったことで、地域の住民は行事を共に実施するという意識が薄れてしま

っている。それによる子どもたちが行事へ『参加しづらい』という課題がある。

- ・自治会の回覧板を回してもそれを見て自治会の行事に参加するという人が少ないと感じている。人を集めるためには、育成会や老人会などの各種団体に後援や協力をしてもらい参加意識を高めるとともに各種団体の会議や集会に出向き、チラシの配布や直接声掛けし参加を促すなどの工夫も一つの方法である。
- ・自治会や育成会などに比べ、まちづくり会議の子ども部会は知名度が低いと思う。
- ・事業に係る協力団体を増やすことも必要である。
- ・現在、休日の過ごし方や楽しみ方の選択肢が多数ある中で、モルック体験会のような事業への参加を選択してもらうことはハードルが高いと思う。
- ・最初は各地区でモルック体験会を実施しながら面白さを伝え、徐々に底辺を広げていければ、地域全体に広がりやすいと思う。
- ・地域情報紙、各学校へのチラシ配布、もみじまつりなどで啓発活動を行うこととし、詳細については今後検討することとした。
- ・モルック大会を11月に実施することとし、様々なやり方や意見があると思うので、具体的なことは改めて次回の会議で話し合うこととした。

3 今後の取組について

- ・子ども部会で実施している事業について、地域活性化事業交付金の活用も来年度（令和8年度）までなので、交付金に頼らない持続可能な事業運営体制など、どのように事業を進めて行くのか今年度と来年度は考えながら取り組みたい。
- ・城山地区子ども会育成連絡協議会との連絡が取れないので連携しない方向で進めて行く。
- ・今後事業を進める際には、事業の目的（多世代間交流、子どもの主体性を育むなど）を押さえて置く必要がある。

以 上

第117回城山地区まちづくり会議出欠席者名簿

任期：令和6年4月27日～令和8年4月26日

番号	分野	団体名	役職等	委員氏名	出欠
1	地域関係	城山地区自治会連合会（会長）	代表	ハヤシ カズヒロ 林 和博	出席
2		城山地区自治会連合会（副会長）		ナカノ ヒロト 中野 秀人	出席
3		城山地区自治会連合会（副会長）		アンザイ カツマサ 安西 勝正	欠席
4		城山地区自治会連合会（川尻小学校区）		カンドウ ハジメ 神藤 元	出席
5		城山地区自治会連合会（湘南小学校区）		タカハシ アキラ 高橋 章	出席
6		城山地区自治会連合会（広陵小学校区）		ワタナベ マサシゲ 渡辺 政茂	出席
7		城山地区自治会連合会（広田小学校区）		シバヤ タカシ 渋谷 隆	欠席
8	保健・福祉関係	城山地区社会福祉協議会	副部長	コジマ テリオ 小島 盛生	出席
9		城山地区民生委員児童委員協議会	副代表	スガノ ケイコ 菅野 敬子	出席
10		城山地区シニアクラブ連合会		アベ ヨウゾウ 阿部 晃三	出席
11		相模原市赤十字奉仕団城山分団	部長	ソウダ マリコ 宗田 真理子	欠席
12		城山地域包括支援センター		ハヤシタ カシ 林 多加史	出席
13	産業・経済関係	城山商工会		ヒラグリ フミオ 平栗 文夫	欠席
14		城山観光協会		サクライ カオル 櫻井 かおる	出席
15	防犯・防災関係	安全・安心まちづくり推進協議会城山支部		スギモト ナオヒロ 杉本 直宏	出席
16		相模原市消防団北方面隊		タノクラ タカヒコ 田野倉 隆彦	欠席
17	教育関係	城山公民館運営協議会	副代表	タカノ アサエ 高野 朝枝	出席
18		城山体育振興協議会		ヒグチ タモツ 樋口 保	出席
19		城山地区小中学校長情報連絡会		サキヤマ ヒロト 寄山 浩人	欠席
20		特定非営利法人城山スポーツ&カルチャークラブめいぷる		カタクラ リエ 片倉 理恵	出席
21		神奈川県立相模原城山高等学校		ヒグチ カズカ 樋口 一孝	出席
22	有識者		部長	カネコ ナオミ 金子 直美	出席
23				モトノ ナオコ 本野 直子	出席

①は高齢者とともに築き支える地域づくり部会

出席者数 17人

②は子どもたちの主体性を育む地域づくり部会

欠席者数 6人

第117回城山地区まちづくり会議 全体会次第

日 時 令和7年5月29日（木）
午後7時
会 場 城山総合事務所本館
2階B会議室

1 開 会

2 行政等からの連絡事項

相模原市子育て応援条例の制定について 資料1

3 報告

令和7年度地域活性化事業交付金申請事業の審査結果について

4 議 題

(1) まちづくり会議について 資料2-1～5

(2) 令和7年度城山地区まちづくりを考える懇談会について 資料3-1～3

(3) まちづくり会議（部会）の取組状況について 資料4-1～2

(4) 役員の選出及び部会編成について 資料5

(5) 城山地区で具現化していく取組について（部会検討） 資料6-1～2

5 閉 会

＜次回の予定＞

第118回全体会

7月31日（木）午後7時

城山総合事務所
本館2階B会議室

相模原市子育て応援条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 0 号

相模原市子育て応援条例

全ての子どもは相模原市にとっての希望であり、未来を築く大切な存在です。結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を創ることは、今の時代を生きる私たちにとって大事なことであり、取り組まなければならないことです。

経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなど、子育て世代を取り巻く状況は厳しさを増しており、安心して子育てをすることができる環境の実現に向けて、一人ひとりができることを行い、社会全体で子育て世代を支えていくことが求められています。また、緑あふれる豊かな自然と生活に便利な都市機能に恵まれた相模原市には、子育てに適した環境があり、この強みを生かして子育て世代を応援することが重要です。

私たちは、市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が共に子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、子育て世代及び結婚を希望する人の応援についての基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者の役割を明らかにし、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を実現することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによります。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人をいいます。
- (2) 子育て世代 子育てをすることを希望する人たち及び現に子育てをしている人たちをいいます。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する人をいいます。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。
- (5) 学び・育ちの施設等関係者 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校その他の子どもが学び、育ち、又は活動するために利用する市内の施設(以下「学び・育ちの施設」といいます。)及び学び・育ちの施設以外において子どもの学び、育ち又は活動の支援に関係する人をいいます。

(基本理念)

第3条 子育て世代及び結婚を希望する人の応援に当たっては、誰もが一人ひとり異なる存在であり、結婚や子育てには多様な価値観があることを認め、これを尊重します。

2 子育て世代の応援は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとします。

- (1) 子育て世代が孤独・孤立の状態(孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)第1条に規定する孤独・孤立の状態をいいます。)になることがないように、子育て世代を社会全体で温かく見守り、支えるものとします。
- (2) 市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が相互に連携し、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会の実現に向けた取組を推進するものとします。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、子育て世代及び結婚を希望する人の応援に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、及び実施するものとします。

2 市は、基本理念にのっとり、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者がそれぞれの役割を果たしながら相互の連携及び協働を図ることができるよう取り組むものとします。

3 市は、基本理念及び第1項の施策に係る普及啓発を行うものとします。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、子どもは未来を築く大切な存在であるとの認識の下、一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育て世代を温かく見守り、全ての世代が共に子育て世代を応援するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する子育て世代の応援に係る施策に協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自ら雇用する労働者が仕事と子育てとの両立を図ることができるようにするため、必要な労働環境の整備に取り組むよう努めるものとします。

(学び・育ちの施設等関係者の役割)

第7条 学び・育ちの施設等関係者は、基本理念にのっとり、学び・育ちの施設が、子どもが心豊かに主体的に生きていくための基礎的な資質、能力や創造性を育む場であることを認識し、子どもの意見を聴き、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にした関わりを意識し、保護者や地域と連携しながら、心身ともに健やかに子どもが育つ環境づくりを進めるよう努めるものとします。

(施策)

第8条 市は、子育て世代及び結婚を希望する人を応援するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

(1) 子育て世代が子育ての喜びを実感しながら安心して子育てをできるようにするための施策

(2) 社会全体において子育て世代を応援する意識を育むための施策

(3) 結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえるための施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

相模原市 子育て応援条例を 制定しました

子育て世代が社会全体に温かく見守られ、
喜びを感じながら、安心して子育てできる
社会の実現を目指します。

条例の 基本理念

誰もが一人ひとり異なる存在であり、
結婚や子育てには多様な価値観がある
ことを認め、これを尊重します。



通学路の
見守り



子育て広場



保育園

子育て世代を応援しましょう

子どもは未来を築く大切な存在です。
市民の一人ひとりが子育てに関心を持ち、
子育て世代を温かく見守りましょう。



相模原市

相模原市は子育て世代を応援します！

— 令和7年度の取組 —



経済的負担を軽減

市立小学校1年生の 学校給食費無償化

小学校に入学することで、一時的に経済的負担が大きくなる世帯の負担を軽減するための支援です。

市立小中学校、公立保育所 などの食材費を一部支援

食材の価格が高騰する中でも、栄養バランスの取れた給食の質を確保するとともに、保護者の負担額を増やさないための支援です。

フリースクール

などへの通所費用の支援

不登校児童生徒の学校外での居場所・学びの場を確保できるようにするための支援です。

スタディクーポン事業

家庭の経済状況に左右されず自身が望む学校などへ進学できるよう、低所得者世帯の中学校3年生及び義務教育学校9年生の学習塾代等を支援します。

教材等整備事業

使用期間が比較的短く、家庭に持ち帰って使用する機会が少ない学用品の一部を、学校の物品として購入します。

修学旅行の費用を一部支援

物価高騰が長期化する中、保護者の負担を軽減するための支援です。



切れ目のない子育て支援

妊婦健康診査事業

妊婦と胎児の健康管理及び経済的負担を軽減するため、医療機関等で実施する妊婦健診の費用の一部助成について、助成額を増額します。

1か月児健診の助成

1か月児健康診査に助成金を支給することで、費用負担を軽くし、受診しやすい環境を作ります。助成金 最大 5,000円(子ども1人につき)

さがみはら

休日一時保育の拡充

理由を問わず休日に預けることができる保育施設を、緑区に加えて南区、中央区でも新たに実施します。

子育てにやさしいまち

ふわふわドームの設置

子育て世代のニーズに対応した公園の魅力向上を図るため、淵野辺公園に設置します。

ロングすべり台の設置

相模原麻溝公園に設置するロングすべり台を設計します。



公共施設へのキッズコーナー整備

公共施設を訪れたときに休憩できるスペースを、さまざまな施設に設置します。

結婚を希望する人への支援

婚活イベントや、若者が描いた人生に向けて行動するきっかけを作るライフデザインセミナーを開催します。また、結婚に伴う引越代を支援します。



イラスト/
県立相模原弥栄高等学校
美術科6期生 木山結菜

お問合せ



相模原市

こども・若者政策課 ☎042-769-8315

あなたの寄附が子どもたちの未来を切り拓く！

子ども・若者 未来基金



～寄附制度のご案内～

相模原市では、次代を担う子ども・若者が健やかに成長し、誰もが活躍できる社会を実現するために、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、すべての若者が自立・活躍できる環境づくりを進めています。

こうした取組を長期的・安定的に進めていくために、市民・企業・団体の皆様からの寄附を「子ども・若者未来基金」へ積み立て、主に子どもの貧困対策や学力保障のほか、子育て支援や若者の自立支援などの事業に活用させていただきます。

基金を活用している事業

令和5年度 寄附総額 4,178,713円
(個人15件、法人21件、団体20件 計56件)

給付型奨学金

経済的理由により高等学校等への修学が困難な人への修学を奨励するため、返還不要の「給付型奨学金」を給付します。



子ども・若者未来基金について詳しく知りたい方はこちらから！

セカンドブック事業

お子さんと保護者が信頼関係を深め、健やかな心の成長を育むとともに、さらなる読書習慣へつながるきっかけづくりとなるよう、2歳6か月を迎えるお子様に絵本をプレゼントします。

社会的養護 自立支援事業

児童養護施設等に入所（里親委託を含む）している子どもが、将来自立した社会生活を送れるよう、入所中から退所後の一定期間、自立に向けた支援を行います。



ご寄附の流れ・寄附制度の特徴

① 寄附の申出



② 寄附金の納入



③ 確定申告

※寄附は1円からでも大丈夫！

※ご希望により、寄附団体名・お名前等を公表いたします！

※寄附金は税金から控除されます！

※ワンストップ特例制度もご利用いただけます

寄附申出はこちらから



※ 郵送・FAX等で申出も受け付けています。

お問い合わせ、寄附のお申出先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 こども・若者未来局 こども・若者政策課

電話：042-769-8315 FAX：042-759-4395

E-mail：kw-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

設置背景

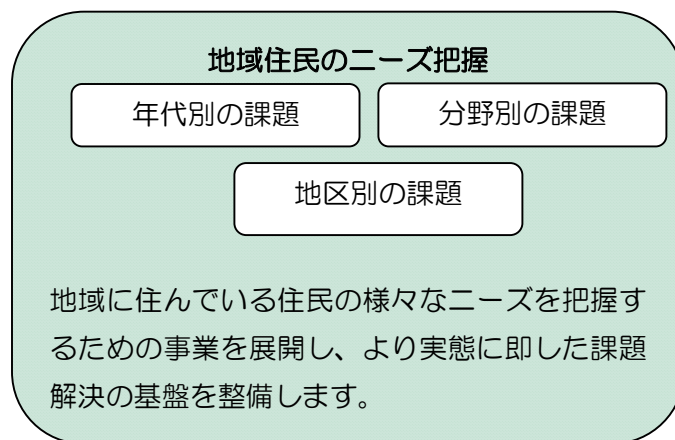
- ・地域活動団体の情報共有化や一般市民に対しての周知・広報が少ない
- ・地域の課題解決において、地域活動団体間の連携や、企業、大学、NPO など新たな担い手同士の力を合わせた解決が少ない。
- ・地域活動へ新たに参加する担い手が不足している。
- ・地域資源や歴史の把握が十分ではない
- ・行政からの依頼業務や施策展開の総合調整が出来ていない など

設置目的

地域で活動している団体が地域資源の発見、課題解決、魅力作り、行政に対する要望のとりまとめなどを自主的に話し合い、お互いの活動や課題について情報交換をしていただきながら、構成団体やこれまで地域活動に参加していなかった新たな担い手等が協働して課題解決に向けた活動を自主的・自立的に行うために設置するもの

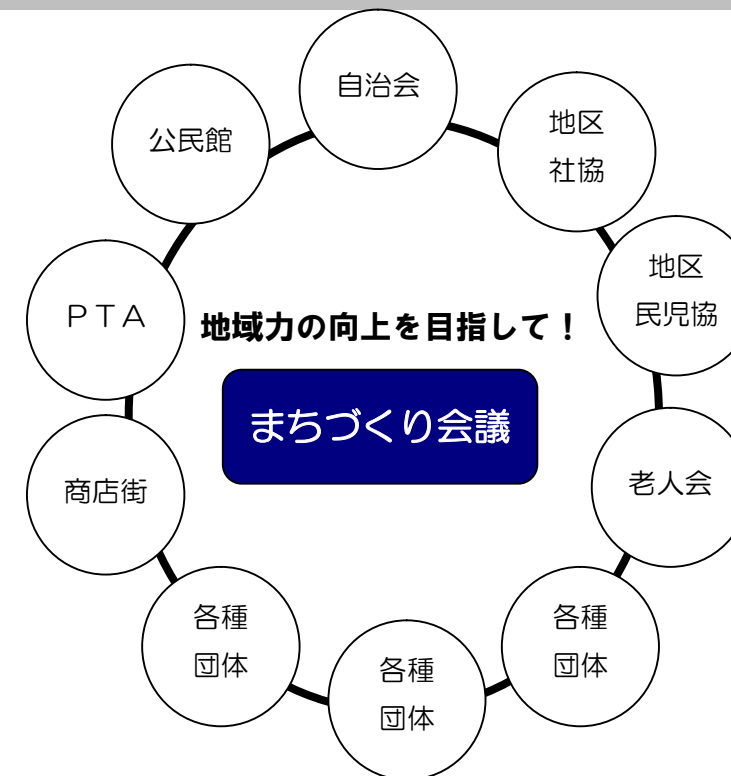
役 割

- ・まちづくり会議構成団体同士の情報交換や共有
- ・まちづくり会議構成団体等が協働して行う課題解決事業
※特に、新たな担い手の育成のための事業や地域資源や歴史の確認など
- ・地域情報の共有、発信、調査
- ・行政依頼業務の整理→地区まちづくりを考える懇談会の開催
- ・地域活性化事業交付金を活用した課題解決
- ・区民会議委員の推薦 など



地域住民のニーズを把握します！

地域実態把握

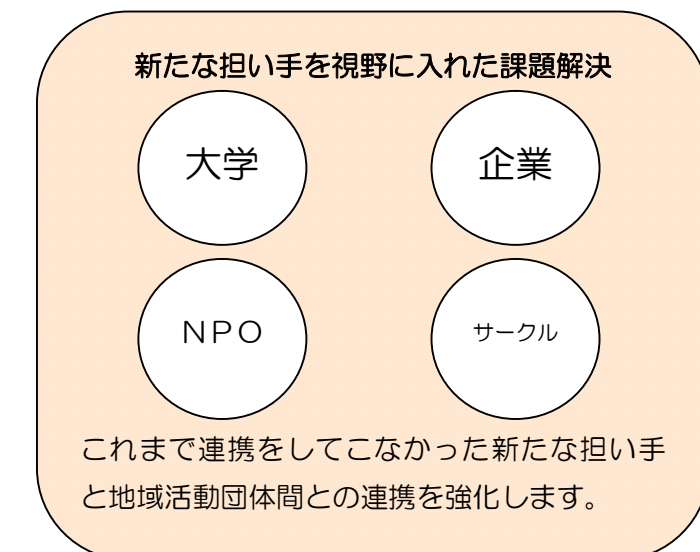


行政と協働して考えます！

行政との協働

**まちづくりセンター所長
地域政策担当**

まちづくり会議の支援を行うとともに、本庁各課、区役所との調整、団体間の連携強化、先進事例の情報提供など、地域活性化の積極的な支援を行います。



新たな担い手等との連携を強化します！

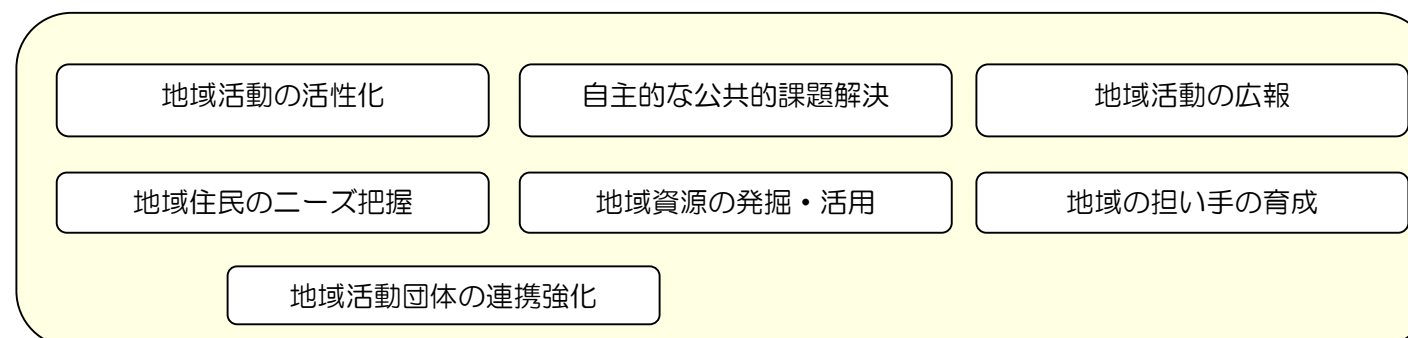
新たな担い手との協働

市民意向を区政や市政に伝えます！

市民参加

自主的な課題解決に取り組めます！

自主活動



「地区まちづくりを考える懇談会」の開催

まちづくり
会議

市長・副市長
関係部局職員

地域の課題をともに考え、住みよいまちづくりを支援し、地域の課題や展望をともに話しあうために、地区まちづくりを考える懇談会を開催します。

この他にも、地域の活性化を図るため、

- ・ 地域の歴史や資源の確認
- ・ 地域活動情報の積極的な広報
- ・ 地域活動の新たな担い手育成

などについて話し合い、各地域の実情にあったまちづくりが自主的・自立的に進められるように、総合的な調整を行います。



城山地区まちづくり会議の概要

1 目的

城山地区内の地域活動団体等が自主的に話し合うとともに、地域課題の解決に向けた活動を行い、もって城山地区の魅力あるまちづくりの推進、及び市民協働参画社会の実現を図ることを目的とする。

2 活動内容

- (1) 地域活動団体間の情報交換、情報共有
- (2) 地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- (3) 行政施策や行政依頼事務に関する意見や要望のとりまとめ
- (4) 地域内の住民の意向確認活動への新たな参加者増加の対策検討
- (5) 構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整

3 構成団体

別紙委員名簿のとおり

4 第8期城山地区まちづくり会議委員の任期

2年（令和6年4月27日から令和8年4月26日まで）

5 令和7年度の開催予定

資料2-3 開催日程のとおり

6 現在の城山地区まちづくり会議の状況について

平成30年9月に作成された城山地区まちづくり会議報告書(資料2-4 参照)において重点分野として設定された「健康・福祉・医療」及び「教育・子育て」の地域課題について、「高齢者とともに築き支える地域づくり部会」及び「子どもたちの主体性を育む地域づくり部会」の2つの部会を設置し、検討を進めることとなった。

そして、「高齢者とともに築き支える地域づくり部会」では、地域と繋がりのない高齢者へのゆるやかな見守りをテーマに、「子どもたちの主体性を育む地域づくり部会」では、子どもたちの主体性、地域間・世代間交流をテーマに地域課題の解決に向け、具現化していく取組について現在も引き続き検討を行っている状況。

令和7年（2025）年度城山地区まちづくり会議の開催日程

作成：令和7年3月5日

1 全体会

回 次	月	日 時（予定）	内 容	主な内容（予定）	場 所	備 考
第116回	4月	24日（木）午後7時	全体会	・R7地域活性化事業交付金事業意見聴取について	城山総合事務所 本館2階B会議室	
第117回	5月	29日（木）午後7時	全体会	・まちづくり会議について ・R7まちづくりを考える懇談会のテーマについて ・具現化していく取組について（部会検討）		
第118回	7月	31日（木）午後7時	全体会	・R7まちづくりを考える懇談会のテーマについて ・具現化していく取組について（部会検討）		
第119回	9月	25日（木）午後7時	全体会	・R7まちづくりを考える懇談会のテーマについて ・具現化していく取組について（部会検討）		
第120回	11月	27日（木）午後7時	全体会	・R7まちづくりを考える懇談会のテーマについて ・具現化していく取組について（部会検討）		
			まち懇	・R7城山地区まちづくりを考える懇談会	城山公民館 1階大会議室	
第121回	1月	29日（木）午後7時	全体会	・R7城山地区まちづくりを考える懇談会の振り返り ・具現化していく取組について（部会検討）	城山総合事務所 本館2階B会議室	
第122回	3月	19日（木）午後7時	全体会	・R8開催日程について ・具現化していく取組について（部会検討）		

2 専門部会

基本的に全体会と同時開催。ただし、必要に応じ別途開催する。

次期総合計画・都市計画マスタープラン 城山地区まちづくり会議報告書

平成 3 0 年 9 月

城山地区まちづくり会議

目 次

(課題と対応方策)

1	都市計画・都市整備	．．．．．	P 1
2	道路・交通	．．．．．	P 2
3	住環境・生活環境	．．．．．	P 3
4	自然・環境	．．．．．	P 4
5	産業・観光・商店街	．．．．．	P 5
6	安全・安心	．．．．．	P 6
7	【重点】健康・医療・福祉	．．．．．	P 7
8	【重点】教育・子育て	．．．．．	P 8
9	生涯学習・文化・スポーツ	．．．．．	P 9
10	地域コミュニティ	．．．．．	P 10
	会議経過	．．．．．	P 11

1 都市計画・都市整備

現状と課題

城山地区では、圏央道や津久井広域道路などのインフラ[※]整備が進んだものの、それらが地区内で十分に活用されていない状況があります。

また、市街化調整区域の範囲が広いことから、昔ながらの里地里山[※]が維持されている一方、土地利用等に対する制約も多いため、移住・定住人口の増加が図りにくく、人口流出などによる人口減少も懸念されています。

このため、産業や観光の分野においてインフラを有効に活用していくための諸施策や、移住・定住の促進に向けた諸施策を展開していくことが求められています。

対応方策

- ・家さがし・家づくりなどの不動産情報と地区の魅力などの情報を組み合わせ、SNS[※]をはじめとする多様な媒体を活用した情報発信を行う（行政・民間・市民）
- ・遊休資産である空き家をリノベーション[※]して流通させることなどにより、移住・定住の促進につなげる（行政・民間・市民）
- ・里地里山体験ツアーや移住相談会を実施するなど、移住者と地域のマッチング機会を創出する（行政・民間・市民）
- ・市街化調整区域でも人口規模が安定するような施策を展開する（行政）

※インフラ（インフラストラクチャー）：社会や生活の基盤となる構造物や仕組み

※里地里山：人が自然に働きかけて生まれた空間（環境省）

※SNS：人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイト

※リノベーション：既存の建物に大規模な工事を行うことで、性能を新築の状態よりも向上させたり、価値を高めたりすること

2 道路・交通

現状と課題

城山地区内には、通学路を兼ねた道路に歩道がない場所があるため、児童・生徒の通学の安全性を確保する必要があるとともに、歩道が狭い場所や段差が大きい場所も見られるため、誰もが安全に安心して移動できるような道路環境を整える必要があります。

また、圏央道や津久井広域道路が整備されたものの、沿道では騒音による生活環境の悪化がみられています。今後は、リニア中央新幹線事業による大型車両の通行の増加も予測され、それに伴う交通事故の発生も危惧されます。

このため、道路の騒音対策の実施や、大型車両が通行する道路の安全性を確保することも求められています。

対応方策

- ・道路の危険箇所などについての認識の共有化を図る（行政・市民）
- ・歩道の新設・拡幅、バリアフリー化（支障電柱の移設・段差の解消等）、ガードレールの新設、路側帯グリーンベルトの設置などを進めるとともに、歩行の支障となる草木や落下物の除去などを速やかに行い、誰もが安全で安心できる歩行環境の維持向上を図る（行政）
- ・低騒音舗装の敷設や植樹帯の新設などによる騒音対策を図る（行政）
- ・大型車両の安全な通行に向け、事業者に対する適正な指導・監督を行う（行政）



3 住環境・生活環境

現状と課題

城山地区は、国道413号を中心にバス交通やスーパー・病院などがあり、概ね生活利便性の高い地区といえます。しかしながら地区内には、徒歩圏内に公共施設、スーパーや商店、病院などが無い地域もあり、そうした地域の方々は、生活サービスを利用するために自家用車を使用しなければならないなど、地区内において生活の利便性に格差が生じています。

また、昔から地域に親しまれている個人商店がある中、複合的な商業施設の出店によりさらに買い物などが便利になったものの、その影響などから閉店する個人商店もあり、特に子どもや高齢者にとって、買い物などが不便になった地域もあります。

このため、車がなくても移動しやすい環境を整えることや、公共交通環境の向上、身近なところでも生活サービスを受けることができる環境を整えることが求められています。

対応方策

- ・コミュニティバスや乗合タクシーの導入を検討する（行政・民間・市民）
- ・社会福祉法人などの送迎車両の空き時間を活用した移動サービス等の導入を検討する（行政・民間・市民）
- ・デマンド型交通※の導入の可能性について研究を進める（行政）
- ・移動販売事業者及び販売エリアの拡大を図る（行政・民間・市民）
- ・いわゆる「商店の御用聞き」機能の再構築を図る（民間）
- ・在宅医療・遠隔医療の充実を図る（行政・民間）
- ・空き家を有効活用することにより、住環境・生活環境のより一層の向上を図る（行政・民間・市民）

※デマンド型交通：予約型の運行形態の輸送サービスで、福祉輸送や特定施設の送迎サービス等を含まないもの（国土交通省）

4 自然・環境

現状と課題

城山地区は、川や湖、田畑や山などの自然環境に恵まれた地域であるとともに、ターミナル駅である橋本駅にも程近く、地区の東部では宅地化が進むなど、田舎の良さと都会の良さを合わせ持つ地区です。

しかしながら近年では、田畑や山と人々の関わりが大きく変化し、また、畑仕事や山仕事をする方々の高齢化や後継者不足などにより、耕作放棄地の増加などを要因とする田畑の荒廃も見受けられ、将来的には日本人の原風景をなし、人々の心のゆたかさを育む里地里山※の荒廃・喪失も懸念されています。

このため、自然や里地里山という貴重な財産をまもり次代へ承継する諸施策の展開や、畑仕事や山仕事の新たな担い手の確保・育成、時代に即した田畑や山の利活用の推進が求められています。

対応方策

- ・身近にある自然や里地里山の尊さを再確認する機会を創出する（市民）
- ・鳥獣被害などへの対策を進めるとともに、鳥獣対策窓口の一本化を図る（行政）
- ・農業や林業に新しい従事者が参加できるような機会を創出し、その定着を図る（行政・民間・市民）
- ・森林ボランティアなどが参加できるような機会を創出し、その定着を図る（行政・市民）
- ・田畑や山を人々のコミュニケーションの場などとして活用する（市民）



※里地里山：人が自然に働きかけて生まれた空間（環境省）

5 産業・観光・商店街

現状と課題

城山地区は、圏央道や津久井広域道路の整備によって交通アクセスが向上し、地区内外への企業活動の範囲が広がったものの、「通過」する地区となってしまう面もあり企業の定着が進まず、それに伴って働く世代の定住もなかなか進んでいきません。

また、複合的な商業施設が立地したことで、消費者にとっては買い物が便利になりましたが、個人商店では経営環境が年々厳しくなっています。

観光の面においても、城山湖周辺や相模川周辺など、誘引力のある観光資源を有していますが、既存の観光資源の活用や新たな観光資源の発掘、地区の魅力の発信などが十分になされているとはいえません。

このため、圏央道（相模原 I C）からのアクセス性を生かした産業誘致施策や後継者不足への対応等により、地元商業を活気づける施策の展開、地区の観光ポテンシャルの向上や SNS などを活用した積極的な観光情報の発信が求められています。

対応方策

- ・圏央道（相模原 I C）からのアクセス性を生かした産業誘致施策を展開する（行政）
- ・空き店舗に関する情報発信や空き店舗を活用した開業支援を図る（行政・民間・市民）
- ・起業家支援施策や若手経営者の育成施策を展開する（行政）
- ・大型店と個人商店が共存共栄していくための新たな商業施策を展開する（行政・民間）
- ・自然を生かした既存の観光資源の磨き上げや新たな観光資源の発掘を図る（行政・市民）
- ・富士山と並んでミシュランの三ツ星に認定された高尾山から城山湖、津久井湖、さらに相模川方面への回遊性[※]の向上を図る（行政・民間）
- ・緑区役所・城山観光協会・商工会などのホームページ、また、Facebook・LINE・Twitter などを活用した情報発信を推進する（行政・民間・市民）

※回遊性：人々があちこちを旅行などでまわること

6 安全・安心

現状と課題

城山地区は、自主防災組織や消防団に入りやすい地域風土がありますが、昨今では地域防災の担い手不足が深刻であり、災害時に地域で助け合う体制が維持できなくなることが危惧されます。

近年では空き家の増加も目立っており、建物の倒壊や不審者による放火のおそれなど、空き家の増加に伴う治安の悪化も危惧されています。

犯罪が起きにくいまちづくりのためにも、引き続き住民の防犯意識を高めていくことが求められています。

このことから、地域住民の防災・防犯意識の向上や、地域防災力・防犯力の強化、空き家対策の推進が必要となっています。

対応方策

- ・ 地域のお祭りやイベントでの防災・防犯の啓発活動を展開する（市民）
- ・ 地域防災・防犯の新たな担い手の育成・確保を図る（行政・市民）
- ・ 地域の防災・防犯組織（自主防災組織・避難所運営協議会・安全安心まちづくり推進協議会等）の体制強化を図る（行政・市民）
- ・ 災害時要援護者の情報を把握・共有し、緊急時の支援体制を充実させる（行政・市民）
- ・ 防犯効果が発揮される場所への防犯カメラの設置を進める（行政・民間・市民）
- ・ 空き家等の適切な管理や利活用の促進、空き家等に対する措置などの諸施策を推進する（行政）



7 【重点】健康・医療・福祉

現状と課題

城山地区では、障がい者や高齢者の居場所づくりが進んでいるとともに、地域における認知症予防や健康づくりの活動が活発に展開されています。

しかしながら近年、高齢者や定年退職者の「閉じこもり」が増加傾向にあり、そうした方々の認知症や寝たきりなど要介護のリスクが高まること、また、そうしたことが地域の活力低下にもつながることが危惧されています。

このため、高齢者等の「閉じこもり」の早期発見・早期対応を図るとともに、高齢者や定年退職者に対する新たな社会参加の機会創出が求められています。

また、団塊の世代が後期高齢者になり「超・超高齢社会」へ突入する、いわゆる「2025年問題」も踏まえると、単に高齢者を支えるということだけではなく、「高齢者とともに支える地域社会」づくりも求められています。

対応方策

☆高齢者を地域で見守り、支える体制を充実させる（行政・市民）

- ・身近なサロンやサービスに関する情報を発信する（行政・市民）
- ・自己の特技を活かせるボランティア活動への参加等、個々人の個性に則した新しい生きがいつくりの場を創出する（行政・市民）

☆「高齢者も地域社会を支える一員である」という意識をより醸成するとともに、地域社会で高齢者が活躍することができる場づくりを進める（行政・市民）

8 【重点】教育・子育て

現状と課題

城山地区では、児童クラブや保育所の整備によって、保育需要にはほぼ対応できていることから、子育てに関する環境は概ね良好です。

しかしながら近年、少子化の進行による子どもの減少に伴い、地域での同年齢・異年齢のさまざまな子ども同士の接触が少なくなり、地域における多様な子ども集団の形成が難しく、地域によっては育成会が廃止になったりするなど、子どもの社会性などの育成面で困難な状況が生じています。また、地域社会にとって子どもは将来その地域を担っていく貴重な人材ですが、少子化の進行は、そうした地域の担い手の減少にも拍車をかけ、結果として地域コミュニティが縮小していくことも危惧されます。

このため、子どもを産み育てやすい環境づくりや、子どもたちが健全に育つような環境づくりが求められています。特に、子どもの自主性・創造性・社会性、地域に対する愛着心などの維持・向上を図るために、子ども同士の仲間づくりやふれあいの場の充実、異なる世代の様々な人との多様な交流機会の充実などが求められています。

対応方策

- ・子育て中の親子が集い、気軽に交流できる場を提供する（行政・市民）
- ☆「地域が見守り支える子育て」のまちづくりを進める（行政・市民）
- ・家庭、学校、地域社会それぞれにおける子どもの教育環境を整える（行政・市民）
- ・子どもたちが安心して伸び伸びと学び遊ぶことができる環境を整える（行政・市民）
- ☆子どもたちが異なる世代の様々な人と多様な交流ができる機会を充実させる（行政・市民）

9 生涯学習・文化・スポーツ

現状と課題

城山地区は、特色ある歴史や文化、伝統行事などが多く、「城山夏まつり」や「小倉橋灯ろう流し」をはじめとする様々な行事が催され、また、地域によっては「どんど焼き」や「お月見」など、昔ながらの行事も残されています。しかしながら、この特色ある歴史や文化という地域資源が十分に生かされていないという面も見受けられます。

このため、城山地区の歴史や文化、伝統行事などの活用方策の検討や情報発信が求められているとともに、末永く継承していく方策なども求められています。

また、地域で催されてきたスポーツ行事も減りつつあることから、地域住民の健康増進、さらには地域コミュニティの維持・強化などに向けて、スポーツ行事の再開や新たなスポーツ行事を創出することが求められています。

対応方策

- ・歴史や文化、伝統行事などの再確認及びその活用を図る（市民）
- ・歴史や文化、伝統行事などの情報を地区内外に発信する（市民）
- ・歴史や文化、伝統行事などを次代へ継承していくために、その担い手などを育成する（行政・市民）
- ・地区の歴史や文化についての学習機会の充実を図る（行政・市民）
- ・地域住民の健康増進や地域コミュニティの維持・強化に向けて、スポーツ行事などを再開・創出する（市民）



10 地域コミュニティ

現状と課題

城山地区は、市全域、あるいは緑区全域と比較しても自治会加入率が高く、住民同士の絆が深い地区といえます。しかしながら、近年、住民の地域社会への帰属意識の希薄化、会員の高齢化などの要因により、残念ながら自治会員数も減少傾向にあります。

また、自治会活動をはじめとする地域活動を継続し、そして発展させていくためには、その担い手の確保が不可欠ですが、現在の担い手の高齢化が顕著であり、若い世代をはじめとする新たな担い手の確保に窮しているという状況もあります。

このため、地域コミュニティを再構築するための取組の推進や、地域活動への若い世代の参加促進、地域活動の担い手に対するインセンティブ※の仕組み構築が求められています。

対応方策

- ・「自分自身も地域社会の一員である」という意識を醸成する（市民）
- ・伝統文化の継承やスポーツ活動などを通じて、地域住民が顔を合わせやすい機会・交流しやすい機会を創出する（市民）
- ・近隣大学との協力関係をより一層深めることにより、地域活動に若者の視点を取り入れながら、新たな活動やつながりを創出する（民間・市民）
- ・地域活動に参加していない方々への周知方法を工夫するなど、人材の掘り起こしを意識した活動を展開し、新たな担い手の育成につなげる（市民）
- ・地域活動ポイント※制度の拡充を図る（行政・民間）

※インセンティブ：やる気を起こさせるような刺激、動機付け

※地域活動ポイント：市が地域活動の企画・運営等を行う方に付与するポイントで、市内協力商店街等での買い物などに利用できるポイント

○会議経過

日 程	会 議 内 容	委員出席数
平成30年 5月22日	第1回 ○次期総合計画等の策定に向けた地区のまちづくりに係る検討について ○地域まちづくり提言書について	21名
6月19日	第2回 ○地区の現況について ・地区の良くなったところ・悪くなったところ (特に現計画等策定以降の変化)	16名
7月24日	第3回 ○地区の課題やその対応方策について ・分野ごとの課題に対する対応方策(①新たな取組が必要なもの、②取組を強化すべきもの、③取組を継続すべきものなど)等を検討	19名
9月18日	第4回 ○報告書(案)について ・課題・対応方策等の最終確認 ・重点的に取り組む分野・対応方策の選定	21名

城山地区まちづくり会議会則

(名称)

第1条 本会議は、城山地区まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）という。

(事務所)

第2条 本会議の事務所は、相模原市緑区久保沢一丁目3番1号（相模原市城山総合事務所内）に置く。

(目的)

第3条 本会議は、城山地区内の地域活動団体等が自主的に話し合うとともに、地域課題の解決に向けた活動を行い、もって城山地区の魅力あるまちづくりの推進、及び市民協働参画社会の実現を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 まちづくり会議は、次の活動を行う。

- (1) 地域活動団体間の情報交換、情報共有
- (2) 地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- (3) 行政施策や行政依頼事務に関する意見や要望のとりまとめ
- (4) 地域内の住民の意向把握や活動への新たな参加者増加の対策検討
- (5) 構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整
- (6) 区民会議と協働したまちづくりの推進
- (7) その他、本会議の目的達成に必要と認められる事項

(組織)

第5条 まちづくり会議は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）で構成する。

- 2 委員の定数は、30名以内とする。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 有識者の選任については、代表が会議に諮って決定する。

(役員)

第6条 まちづくり会議に代表1名、副代表2名の役員を置くほか、専門部会を設置したときは、専門部会長1名、副部会長1名の役員を置くことができる。

(役員の職務)

第7条 代表は、まちづくり会議の会務を総括し、まちづくり会議を代表する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、代表の職務を代理する。
- 3 専門部会長は、所属する専門部会の会務を総括し、所属する専門部会を代表する。
- 4 副部会長は、所属する専門部会の専門部会長を補佐し、専門部会長に事故があるとき、又は専門部会長が欠けたときは、専門部会長の職務を代理する。

(役員の選出)

第8条 代表、副代表は、全体会において委員の互選により定める。

- 2 専門部会長は、専門部会を構成する委員の中から専門部会員の互選により定める。
- 3 副部会長は、専門部会を構成する専門部会員の互選により定める。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 専門部会長及び副部会長の任期は専門部会の設置されている期間とする。ただし、専門部会の設置期間が2年を超えるときは、その時点で役員を改めて選出することとし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 まちづくり会議に次の会議を置く。

(1) 全体会

(2) 役員会

- 2 まちづくり会議に専門部会を置くことができる。

(全体会)

第11条 全体会は、代表が認めたとき、又は委員の過半数からの開催の請求があったとき、代表が招集する。

- 2 会議の進行は、代表が行い議長となる。

- 3 全体会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 4 全体会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、本条第5項第1号に規定する事項については、出席委員の3分の2以上にあたる多数をもって決しなければならない。

- 5 全体会は、委員をもって構成し、次の事項を処理する。

(1) 会則の制定、又は改廃に関すること

(2) 代表及び副代表の選出に関すること

(3) 区民会議委員の推薦に関すること

(4) 魅力あるまちづくりに関すること

(5) 市民協働参画に関すること

(6) 専門部会の設置に関すること

(7) その他代表が必要と認める事項を決定すること

- 6 代表は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(役員会)

第12条 役員会は、代表が招集する。

- 2 会議の進行は、代表が行う。

- 3 役員会は、次の事項を処理する。

(1) まちづくり会議の運営に関すること

(2) 全体会から役員会に委任された事項に関すること

(3) その他代表が必要と認める事項を決定すること

- 4 代表は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第13条 専門部会は、委員、専門的知識を有する者、及び活動実践者等により構成する。

- 2 専門部会は、専門部会長が招集する。

- 3 会議の進行は、専門部会長が行う。

- 4 専門部会は、全体会において、専門的に調査・研究等を行う必要があると決定した事項を処理す

る。

- 5 専門部会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第14条 まちづくり会議の庶務は、城山まちづくりセンターが処理する。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほかまちづくり会議の運営に関し、必要な事項は、代表が全体会に諮って定める。

附 則

- 1 この会則は、平成22年4月27日から施行する。
- 2 第1回城山地区まちづくり会議は、第11条の規定に関わらず、城山まちづくりセンター所長が招集する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年2月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年5月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月27日から施行する。

別表（第5条関係）

分野等	選出人数
地域関係	7名以内
保健・福祉関係	6名以内
防犯・防災関係	3名以内
産業・経済関係	5名以内
教育関係	6名以内
有識者	3名以内

令和 7 年度城山地区まちづくりを考える懇談会実施に関する アンケート結果について

- 1 令和 7 年度城山地区まちづくりを考える懇談会で、地域の課題等について市幹部と意見交換をしたいと思いますか。

※まちづくりを考える懇談会とは

まちづくり会議と市長等が意見交換や課題解決に向けて協働して考える場

	回答数
実施したい（テーマあり）	7
実施したい（テーマなし）	1
実施する必要がない	0
合 計	8

- 2 1で「意見交換をしたいので実施したい」と回答した場合、何について意見交換をしたいですか。

分野	テーマ	主な内容	分類※
交通 (2)	狭い歩道、県道・国道沿いの自転車道の整備について	元々、狭い県道沿いの歩道の狭さと雑草繁茂による歩行者、高齢者カート、ベビーカーの危険度の高さ。自転車ブームによる休日の自転車走行増。県道・国道沿い車道路肩の雑草処理はどこの責任か？住民には危険すぎる作業である。高校生の通学利用自転車にとっても危険である。本当に自転車は車道通行が安全で安心か？高齢者にとっては車道は無理である。	長期
	自転車通行についての道路整備	毎回出ているテーマかと思うが、来年 4 月 1 日から自転車走行についてルール規定ができて反則金制度になるようで、今年度中に整備していかないと大問題になりそうである。車道は狭くてどうしても歩道を走るようになるが、その場合の反則金は 6,000 円である。歩道を走っている人が大半だと思う。危険で車も避けて通れないと渋滞もおこるが道を広くするのは無理なため、せめて車道に自転車通行用のナビマークを書いてほしい。また、東京の方で見たが、歩道に立て看板で「ここは自転車も通行します。自転車は左、歩行者は右、ゆずり合って」を掲げてもらう等、この法改正を機会に狭い道をどうにかして安全に走行できるように、補修・改善してほしい。	長期

子ども (3)	子ども向けの防災活動について	自治会で防災訓練はしているが、なかなか子どもは参加してくれない。しかし、どのような状況でも災害が起こる可能性はあるので、経験は大変重要である。どのような活動、イベントなどをすると参加しやすくなるか、考えたいと思う。	短期
	児童・生徒の居場所づくり・学習支援について	塾やスポーツ等の習い事に追われる児童・生徒がいる一方、家庭に居場所がない、不登校や引きこもり等、孤立してしまっている児童・生徒もいる。また、海外労働力の移入により、保護者とともに来日する外国につながるのある児童・生徒の就学について、日本語指導等も含めたサポートも必要性が増している。 このような中、学校教育だけでは対応が困難なケースも増え、地域の力を活用することも重要になっている。その際の指導者としては、一般の大人の他、近隣大学の学生や高校生の活躍も考えられる。昨今の教員不足の折、教員志望の学生が参加することにより、教育について経験を積む場としても有用であると思われる。 そこで、放課後子ども支援について、地域の活用、ボランティア団体の育成や資金面の支援について考えたい。	長期
	子育てのための「たて」「よこ」の繋がりづくり	子育ては、地域の中で、地域の支えの中で、まず親が、他の親や地域の人と積極的に関わり、また地域の中に入っていくことが大切。「たて」と「よこ」のつながり（親への支援、地域の関心と協力、自治会や学校との連携）を深めていくことができると、子育てに対する不安や迷いも少しは改善し、明るい気持ちで子どもに向き合える。 現状、子育て世代の横のつながりが薄く、また、悩みや不安等の思いを共有する人の存在も少ないと感じる。また、孤立感・孤独感を感じている親もいる。そういった親のために、例として、イベントへの参加、ボランティア活動等の機会での交流を通して、地域で子育てする親の支援をすることができたら良いと思う。	長期

地域 活性 (2)	休耕作地の活用について	小倉、葉山島、小松、城北地区は休耕作地が多いが、市街化調整区域が多く、新しく住居は建てられず、代わりにリサイクル業者や資材置き場などに使われ、土が失われていっている。地権者の意向は尊重しなければならないが、農園公園のような活用の仕方ができればよいのではないか。	長期
	居場所づくりの必要性和取り組み及び安全安心で楽しめる子どもの遊び場の対応について	子どもから高齢者まで、多様な個々が多様に自由に利用でき、和める場が求められている今、空き家、空き施設等の有効利用等、行政からのバックアップ体制を強化し協力をしてほしい。 また、身近に連れていける遊び場がないという声があることに對して、行政の対応を期待する。	長期
地域 づくり (1)	地域社会の課題解決や地域コミュニケーションの更なる展開を、 <u>行政の助力のもと</u> (助力でいいのか?)地域住民主体で解決していく活動・運動の担い手確保の為の仕組みや仕掛けの構築について	昨年の質問事項に頂いた回答で、当然として城山地域に適した手法を取り入れる事や、「まちづくり会議」での課題解決への取り組みとあるが、その「まちづくり会議」における解決策の実活動を行う際の必要な予算(金銭)的裏付けが無い。(補助金施策による課題対応は無理?)かつ、地域コミュニティ活動(課題解決タイプの)[行政]や、地域の社会福祉活動[行政]、更に観光事業活動[行政]等の諸団体が、約2万3千人の城山地域の中でも、略数百人(同じ顔ぶれ?確かな数字では無い)のボランティア精神で進められていると思う。ここに若い世代や50代、60代の住民が参画するインセンティブと制度を行政が協力(?)、どの様に協働/交わるのか、担当部局、市長と話し合いたい。	長期

※ 短期…現在直面している課題

長期…将来に向けた課題

3 自由意見

- ・市長の実懇談の中での発言を多く望む。
- ・各担当部間の説明や、議会答弁の如くの発言でなく、当事者(or 共事者)としての発言を望む。

まちづくり会議代表(会長) 殿

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

令和 7 年度 地区まちづくりを考える懇談会の実施希望等について (通知)

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から市政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、令和 7 年度地区まちづくりを考える懇談会の実施希望等について「1 実施にあたっての留意点」及び別紙「実施要領(案)」をご確認のうえ、ご検討いただき、各まちづくりセンターを通じてご回答いただきますようお願いいたします。

1 実施にあたっての留意点

(1) 実施期間について

10 月から翌年 2 月の間で実施日を調整していましたが、令和 7 年度は 7 月から翌年 2 月の間で調整することとし、別添「まち懇日程調整用カレンダー」のとおり、議会期間及び市長公務により 1 月は実施不可となります。

また、実施曜日は「火曜日・木曜日」が原則となります。

(2) 懇談会開始時間について

原則午後 6 時からとし協議により変更可能としていましたが、令和 7 年度は一律で午後 6 時開始となります。

(3) テーマについて

テーマの数につきましては、原則一つですが、時間内での運営となることが見込まれる場合は、二つまで可能とします。

なお、テーマ設定については、次の例を参考にしてくださいようお願いいたします。

【適当な例】地域資源をいかしたテーマになっている。

テーマ：〇〇を活かした地域の魅力発信の方法について

テーマ：〇〇跡地の有効活用による地域の活性化について

【適当でない例】広範なテーマに関連性のない地域課題を複数詰め込んでいる。

(4) 懇談内容について

単なる要望や事業説明は、まちづくり会議の場等へ担当する局部長や所属の出席を求めて行うことが可能であり、より迅速な地域課題の解決につながるため、懇談会での単なる要望や事業説明を求める内容は、適当ではないものと考えております。

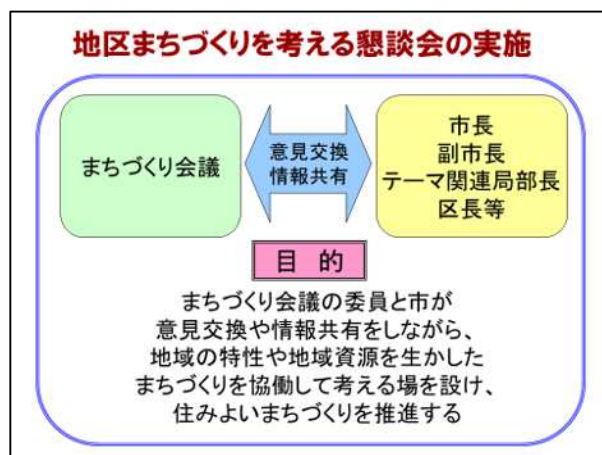
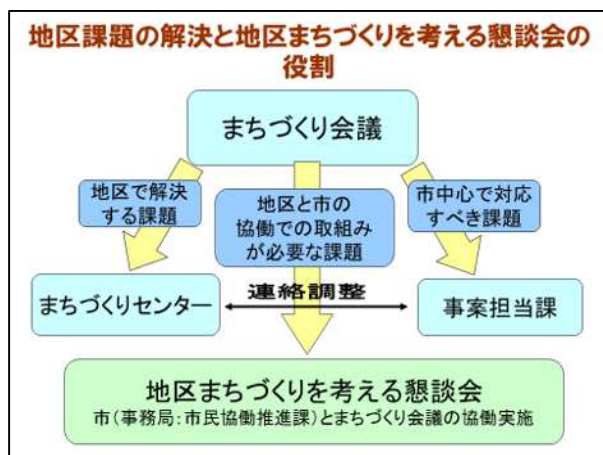
【適当な例】テーマに沿った内容になっている。

〇〇を活かした魅力発信を行う中で、地区と行政の協働で何ができるか

〇〇跡地の有効活用により、地域が目指す未来像について 等

【適当でない例】単なる要望や説明を求める内容になっている。

(参考) 地区まちづくりを考える懇談会の役割等



以 上

市民局 市民協働推進課
担当：三尋木・小澤・田頭
電話 042-769-8226（直通）

城山地区まちづくり懇談会テーマ一覧表

年度	月・日	市長等	テーマ ・課題事項
22	10月2日(土)	坂井副市長	・道の駅の開設に向けた具体的な取り組みについて ・市の「環境保全」に対する基本的な姿勢について ・城山地区にもニュースポーツ広場をについて ・歩行者が安全に通行できる歩道整備について ・公共交通機関の撤退に伴う問題点及び調整区域の人口減少対策について
23	10月4日(火)	山口副市長	・湖月荘跡地を活用したまちづくりについて ・城山地区の土砂埋立事業について ・大規模災害時の対策について
24	10月4日(火)	小池副市長	城山地区の災害(水害)対策について ・台風や集中豪雨等による大雨対策について 城山地区の遊歩道やハイキングコースの課題について ・自然を生かした遊歩道やハイキングコースの整備 ・津久井湖城山エリアの整備 総合事務所機能の統合・効率化による地域課題に対応した施設の有効利用について ・施設有効利用に関する市の考え方について ・城山総合事務所の有効利用について
25	10月8日(火)	山口副市長	地域コミュニティ力について ・災害に強い地域コミュニティづくり ・地域の担い手の発掘と育成
26	10月7日(火)	小星副市長	地域における高齢者の支援について ・高齢者を取り巻くコミュニティについて ・独り暮らし高齢者や高齢者世帯の日常生活の支援について
27	10月6日(火)	小池副市長	地区内の交通安全対策について ・城山地区内の歩道やガードレール等の整備について 地域における高齢者の見守りにについて ・災害時要援護者避難支援について ・高齢者の居場所づくりについて
28	10月11日(火)	古賀副市長	城山地区の活性化について ・交通アクセスと土地利用について ・観光の活性化について
29	10月10日(火)	湯山副市長	高齢者が安心していきいきと暮らせるまちづくりについて ・高齢者の生活支援について ・地域社会とのかかわりを持つためのきっかけづくりについて

年度	月・日	市長等	テーマ ・課題事項
30	10月2日（火）	梅沢副市長	子どもたちの豊かな心と健やかな成長を育むまちづくりについて ・子どもたちの遊び場の充実について ・子どもたちの交流機会の充実について
元	1月31日（金）	本村市長	・地域と繋がりのない高齢者が孤立しない仕組みづくりについて ・子どもたちの主体性を育む地域づくりについて
2	12月15日（火）	—	新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止 【予定していたテーマ】 高齢者等の移動手段の確保に向けた取組について ※担当課からテーマに関して書面による回答あり。
3	2月1日（火）	—	新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止
4	12月22日（木）	本村市長	安心して移動できる環境づくりについて
5	1月18日（木）	本村市長	ごみ収集における地域と自治体の役割について
6	1月16日（木）	本村市長	城山地区における防災対策について

※令和元年度よりまちづくり懇談会からまちづくりを考える懇談会に名称が変更となり市長が出席となった。

高齢者とともに築き支える地域づくり部会検討経過

H30. 9	次期総合計画・都市計画マスタープラン 城山地区まちづくり会議報告書（資料 2-4）が作成される。
H30. 11. 20	全体会において、今後の取組を検討する中で、次期総合計画・都市計画マスタープラン 城山地区まちづくり会議報告書の重点分野である「健康・医療・福祉」及び「教育・子育て」の分野について検討を進めていくこととなった。
H31. 1. 22	全体会において、「健康・医療・福祉」の分野については、地域と繋がりのない高齢者をどのように見守っていくかを今後の検討テーマとしていくこととなった。
H31. 3. 19	全体会において、①地域で行われている交流活動への参加を促す②地域での見守り（声かけ）活動をより充実させるなどについての検討が行われた。
R1. 5. 28	2つの分野について、専門的な検討を行うため、分野ごとに部会を設置することとなった。 3月全体会での意見をもとに引き続き、①地域で行われている交流活動への参加を促す、②地域での見守り（声かけ）活動をより充実させるなどについての検討を行った。その結果、城山地区内の各地区で行われている交流活動への参加を促すことについては、個人の意思、選択の自由もあることから、参加を強制することはできないため、地域と繋がりを持たせるために参加を促すことより、誰かが見守っているという安心感を持たせるような仕組み等を検討していくこととなった。
R1. 7. 16	部会において、他地域の取組を参考に既存の見守り活動の中で活用できる取組はあるか、どのような繋がりを持ち方が考えられるか等の検討を行った。その結果、引き続きゆるやかな見守りの仕組みについて検討することとなった。
R1. 9. 17	部会において、これまでの意見をもとに作成した取組（案）について検討が行われ、取り組みとして、地域におせっかいさんを作り仲間を増やしていく、組織を作ってこういったことをしますといっても難しい。まずは、おせっかいをやってみませんかということでゆるやかに始めてみてはどうか等の意見があった。
R1. 11. 19	部会において、これまでの意見をもとに作成した取組（案）について、「しろやま☆おせっかい」の取組内容やPR 方法の検討が行われ、過去に中央区で行ったチェックシートはよいのではないか。アレンジして城山バージョンを作ったらどうか、チラシを作り配布し、PR を行い、城山地区内にその輪を作る雰囲気づくりをする等の意見があった。
R2. 1. 21	部会において、チラシ（案）・配布方法等の検討が行われ、次回までに数人で集まりたたき台となるチラシ（案）を検討することとなった。
R2. 2. 26	部会の4人の委員で集まりチラシ（案）・配布方法等の検討が行われる。
R2. 3. 11	部会の4人の委員で集まりチラシ（案）・配布方法等の検討が行われ、このたたき台をもとに次回以降部会で検討することとなった。

R2. 6. 23	部会検討 ・チラシ（案）・ポスター（案）の検討を行う。 ・地域活性化事業交付金の申請内容の検討。
R2. 7. 21	部会検討 ・地域活性化事業交付金の申請を行う。 ・チラシ（案）・ポスター（案）、配布方法の検討を行う。
R2. 9. 15	部会検討 ・チラシ（案）・ポスター（案）の検討を行う。
R2. 11. 4	部会検討 ・チラシ（案）・ポスター（案）の最終確認を行う。
R3. 2	・チラシについて、城山地区民生委員児童委員協議会の協力により城山地区内に全戸配布される。 ・各自治会掲示板にポスター掲示がされる。
R3. 11. 25	部会検討 ・おせっかいとは、具体的に何か、どういう行動か、良く検討をして、その後どのように広めるか方策を考えることとなり、次回会議までに、各自おせっかいとはどういう行動かを考え、次回会議で検討することとなった。
R4. 5. 26	部会検討 ・おせっかいとは何か、について各自の考えを述べ、検討を行う。
R4. 7. 21	部会検討 ・おせっかいとは何か、おせっかいさんとはどんな人か、おせっかいさんは具体的にどんなことをしているか、について検討を行う。
R4. 9. 22	部会検討 ・実際におせっかいを地区内に広く根づかせるための具体的な取組（見える化）について検討を行う。
R4. 11. 10	部会検討 ・意見のあった美化運動、声かけ、子どもたちを交えた取組についての具体的な活動についての検討を行う。
R5. 1. 26	部会検討 ・意見のあった美化運動、声かけ等の今後の具体的な取組について、部会の３人の委員で事前検討した取組案について内容検討を行う。
R5. 3. 23	部会検討 ・これまで部会で検討してきた取組「しろやま☆おせっかい」の地域活性化事業交付金申請の内容検討を行い、申請を行うこととなった。 ・まちかどウォッチング実施方法の検討を行う。
R5. 5. 25	部会検討 ・まちかどウォッチング実施方法の検討、スケジュールの確認を行う。
R5. 7. 22	川尻小学校区（原宿地区）でまちかどウォッチングを実施。

R5. 7. 27	部会検討 ・7/22 まちかどウォッチングの振り返り、次回まちかどウォッチング実施方法の検討、スケジュールの確認を行う。
R5. 9. 23	広田小学校区（町屋地区）でまちかどウォッチングを実施。
R5. 11. 30	部会検討 ・9/23 まちかどウォッチングの振り返り、次回まちかどウォッチング実施方法の検討、スケジュールの確認を行う。
R5. 12. 9	湘南小学校区（小倉地区）でまちかどウォッチングを実施。
R6. 1. 25	部会検討 ・12/9 まちかどウォッチングの振り返り、次回まちかどウォッチング実施方法の検討を行う。
R6. 1. 27	広陵小学校区（城山・谷ヶ原地区）でまちかどウォッチングを実施。
R6. 3. 21	部会検討 ・1/27 まちかどウォッチングの振り返り、次年度の取組について検討を行う。 ・次年度の「しろやま☆おせっかい」の地域活性化事業交付金申請の内容検討を行い、申請を行うこととなった。
R6. 5. 30	部会検討 ・おたがいさまの縁づくり実施方法の検討、スケジュールの確認を行う。
R6. 7. 20	川尻小学校区（向原・久保沢地区）でおたがいさまの縁づくりを実施。
R6. 7. 25	部会検討 ・7/20 おたがいさまの縁づくりの振り返り、次回おたがいさまの縁づくり実施方法の検討、スケジュールの確認を行う。
R6. 9. 26	部会検討 ・次回おたがいさまの縁づくり実施方法の検討、スケジュールの確認を行う。
R6. 9. 28	広田小学校区（小松・城北・町屋地区）でおたがいさまの縁づくりを実施。
R6. 11. 23	川尻小学校区（向原・久保沢地区）でおたがいさまの縁づくりを実施。
R6. 11. 28	部会検討 ・9/28、11/23 おたがいさまの縁づくりの振り返り、次回おたがいさまの縁づくり実施方法の検討、スケジュールの確認を行う。
R7. 1. 25	広陵小学校区（若葉台地区）でおたがいさまの縁づくりを実施。
R7. 1. 30	部会検討 ・1/25 おたがいさまの縁づくりの振り返り、おせっかいスゴロクの内容・配布方法の検討を行う。
R7. 3. 18	部会検討 ・おせっかいスゴロクの配布方法の検討を行う。
R7. 3～4	城山地区全域におせっかいスゴロク配布

子どもたちの主体性を育む地域づくり部会検討経過

H30. 9	次期総合計画・都市計画マスタープラン 城山地区まちづくり会議報告書（資料 2-4）が作成される。
H30. 11. 20	全体会において、今後の取組を検討する中で、次期総合計画・都市計画マスタープラン 城山地区まちづくり会議報告書の重点分野である「健康・医療・福祉」及び「教育・子育て」の分野について検討を進めていくこととなった。
H31. 1. 22	全体会において、「教育・子育て」の分野については、既存の伝統行事、イベント、団体等を生かし・組み合わせ、子どもたち、特に中学生や高校生の創造性を尊重しながら、子どもたちが主体性を持って地域に関われる仕組みづくりを今後の検討テーマとしていくこととなった。
H31. 3. 19	全体会において、①活用できる行事は何か？・どのような組み合わせが考えられるか、②子どもたちが主体性をもって地域に関われる仕組みづくりの進め方などについての検討が行われた。
R1. 5. 28	2つの分野について、専門的な検討を行うため、分野ごとに部会を設置することとなった。 部会検討 3月全体会での意見をもとに引き続き、①活用できる行事は何か？②子どもたちが主体性をもって地域に関われる仕組みづくりの進め方についての検討を行った。 その結果、城山地区全体ではなく、城山地区内の特定の地区間での子どもたちに主体性を持たせた世代間交流、異年齢交流について、各地区で現在行っている行事等を調べ、実施できるような事業を検討していくこととなった。
R1. 7. 16	部会検討 各自治会等の行事をもとに検討を行った。その結果、子どもたちに主体性を持たせた取組を行うにあたっては、まず子どもたちの考え・意見を把握する必要があるため、子供たちの意見を聴く機会が必要でないかということとなった。
R1. 9. 17	部会検討 これまでの意見をもとに作成した取組（案）について検討が行われ、子どもの意見を取り入れる際のファシリテーターの役割が重要となるため、NPO 法人などに相談したらどうかとか、幾つかのテーマを用意し、活動内容は子どもたちが決めたらどうか等の意見があった。
R1. 11. 19	部会検討 城山地区の資源や特徴を活かした取組のイメージの検討が行われ、昔ながらのホタルが多く生息することを目標に、川の清掃から始め、多くの生物が住めるような環境をつくり、その中で川を通して地域のことを知ってもらう取組をしたらどうか等の意見があった。

R2. 1. 21	部会検討 前回に引き続き取組のイメージの検討が行われ、前回のホタルの内容であると子どもたちの主体性・意見が反映されにくい可能性があり、1つのテーマで3年が終わってしまうため、テーマを細かく決めず、大枠だけ決め、テーマ自体も年度ごとに変えてはどうか。どのように実施するかは講師（ファシリテーター）に投げかけてはどうか等の意見があった。そして、今後 NPO 団体の話を聞いてみることとなった。
R2. 3. 17	部会の代表者による検討 NPO 法人2団体（NPO 法人よこはま里山研究所、NPO 法人コドモ・ワカモノまち ing）から事業取組（案）の提案を行ってもらい、どちらの取組イメージが部会の意向に近いのか検討を行った。その結果、NPO 法人コドモ・ワカモノまち ing に事業の企画運営を依頼し、次年度において地域活性化事業交付金を活用し取組を進めることとなった。
R2. 6. 23	部会検討 今年度の事業実施に向け、検討を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、子どもたちを集めての事業実施は難しいのではないかとということとなり、次年度以降の実施に向け引き続き検討をしていくこととなった。
R2. 7. 21	部会検討 コロナ禍における子どもたちの主体性、地域間・世代間交流について検討し、R2. 3. 17 に事業取組（案）の提案をした NPO 法人コドモ・ワカモノまち ing に相談をすることとなった。
R2. 9. 15	部会検討 NPO 法人コドモ・ワカモノまち ing の星野氏にお越しいただき、コロナ禍における取組の提案の説明を受け、今年度は、子どもたちに地域の資源、人を知ってもらい、情報を与える素材作りを行い、来年度以降、子どもたちが何をしたいかに繋げていってはどうかとの提案があった。 次回以降の部会で内容について検討を行うこととなった。
R2. 11. 4	部会検討 前回の NPO 法人からの取組提案についての検討を行った。その結果、実施にあたっては、安全性や課題等十分に検討をする必要があり、現状では実施が難しいのではないかと、まちづくり会議委員だけでは実施は困難のため NPO 法人等の協力を求め実施し、その中で問題点あれば解決していけばよいのではないかななどの意見があった。
R3. 11. 25	部会検討 R3 年度初めての部会で、部会員の大規模な変更があったため、これまで取組についての経過説明を行い、今後も引き続き前年度 NPO 法人から提案のあった取組を検討することとなった。
R4. 5. 26	部会検討 子どもたちが参加できる活動・行事（イベント等）や活用できる地域資源について、各部会員に事前調査を行い、その集約結果をもとに次回の部会で検討をすることとなった。
R4. 7. 21	部会検討 事前調査の集約結果をもとに引き続き検討を行った。その結果、子どもたちが参加できる活動等を情報発信する場合、何が必要か、次回の部会で検討をすることとなった。

R4. 9. 22	部会検討 子どもたちが参加できる活動・行事（イベント等）や活用できる地域資源に関する情報の集約結果をもとに、今後の取組方法についての検討を行った。
R4. 11. 10	部会検討 打合せをすることとなっていた城山子ども会（城山地区子ども会育成連絡協議会）との打合せ結果について、部会長から説明がされた。その後、協力をしていただける場合の取組に対してのイメージについて検討を行った。
R5. 1. 26	部会検討 部会で検討してきた子どもに関する地域課題に対する取組について、城山地区子ども会育成連絡協議会と今後協議するため、取組のイメージについて検討を行った。
R5. 3. 23	部会検討 子どもに関する地域課題に対する取組のイメージについて、部会長、城山地区子ども会育成連絡協議会の代表、事務局で意見交換をした内容の情報共有と今後の課題である周知方法と規模感についての意見交換が行われた。
R5. 5. 25	部会検討 部会で検討してきた子どもに関する地域課題に対する取組について、新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況に変化が生じてきたため、子どもたちを集めて行う取組のイメージについて、城山地区子ども会育成連絡協議会と改めて協議することとなった。
R5. 6. 26	部会検討 子どもたちを集めて行う取組のイメージについて、城山地区子ども会育成連絡協議会の代表と協議し、取組に対しての協力を依頼した。
R5. 7. 27	部会検討 子どもたちを集めて行う取組のイメージについて検討を行った。
R5. 11. 30	部会検討 子どもたちを集めて行う取組のイメージについて、来年度の事業実施に向けた内容の検討を行い、城山地区子ども会育成連絡協議会とともに、事業を実施する方向で話を進めることとなった。
R5. 12. 21	部会検討 城山地区子ども会育成連絡協議会の代表と協議し、令和 6 年度に協働で事業を実施することとなった。城山地区全体の小学生を対象に、モルック等の遊びやスポーツを通じて地域間・世代間交流を図り、その場で子どもたちから出される意見を聞いて、次回以降の取組を決める予定。
R6. 1. 25	部会検討 来年度の事業実施に向けた内容の検討を行い、城山地区子ども会育成連絡協議会とともに、令和 6 年 12 月 7 日に事業を実施することとなった。
R6. 3. 21	部会検討 これまで部会で検討してきた取組「あつまれ～ しろやまっこ！」の地域活性化事業交付金申請の内容検討を行い、申請を行うこととなった。

R6. 5. 30	部会検討 「あつまれ～ しろやまっこ！」の実施内容の検討、スケジュールの確認を行った。
R6. 6. 13	部会検討 モルックの体験、「あつまれ～ しろやまっこ！」のチラシ内容の検討を行った。
R6. 7. 25	部会検討 「あつまれ～ しろやまっこ！」の広報の方法、チラシ内容の検討を行った。
R6. 9. 26	部会検討 城山もみじまつりにおける「あつまれ～ しろやまっこ！」の広報の方法、小学校でのモルック体験会の実施内容の検討を行った。
R6. 10. 10 ～18	川尻、広陵、広田小学校でモルック体験会を実施した。
R6. 10. 20	城山もみじまつりにて「あつまれ～ しろやまっこ！」の広報、モルック体験会の実施。
R6. 11. 7	湘南小学校でモルック体験会を実施した。
R6. 11. 28	部会検討 「あつまれ～ しろやまっこ！」の実施方法の最終確認を行った。
R6. 12. 7	「あつまれ～ しろやまっこ！モルックであそぼう！！」の実施。
R7. 1. 30	部会検討 「あつまれ～ しろやまっこ！モルックであそぼう！！」の振り返り、来年度の取組みについて内容検討を行った。
R7. 3. 18	部会検討 次年度の「あつまれ～ しろやまっこ！」の地域活性化事業交付金申請の内容検討を行い、申請を行うこととなった。

第 8 期 城山地区まちづくり会議 役員の選出及び部会編成について

1 部会役員の選出について

高齢者とともに築き支える地域づくり部会

副部会長	
------	--

子どもたちの主体性を育む地域づくり部会

副部会長	
------	--

2 部会の編成について

裏面のとおり

第8期 城山地区まちづくり会議 部会編成（案）

高齢者とともに築き支える地域づくり部会

No.	分野	団体名	氏名	備考
1	地域	城山地区自治会連合会（副会長）	安西 勝正	
2	地域	城山地区自治会連合会（湘南小学校区）	高橋 章	
3	地域	城山地区自治会連合会（広陵小学校区）	渡辺 政茂	
4	保健・福祉	城山地区民生委員児童委員協議会	菅野 敬子	
5	保健・福祉	城山地区シニアクラブ連合会	依田 和光	
6	保健・福祉	城山ボランティア連絡会	宗田 眞理子	
7	保健・福祉	城山地域包括支援センター	林 多加史	
8	防犯・防災	安全・安心まちづくり推進協議会城山支部	杉本 直宏	
9	防犯・防災	相模原市消防団北方面隊	田野倉 隆彦	

子どもたちの主体性を育む地域づくり部会

No.	分野	団体名	氏名	備考
1	地域	城山地区自治会連合会（副会長）	中野 秀人	
2	地域	城山地区自治会連合会（川尻小学校区）	神藤 元	
3	地域	城山地区自治会連合会（広田小学校区）	渋谷 隆	
4	保健・福祉	城山地区社会福祉協議会	小島 盛生	
5	産業・経済	城山商工会	平栗 文夫	
6	産業・経済	城山観光協会	櫻井 かおる	
7	教育	城山公民館運営協議会	高野 朝枝	
8	教育	城山体育振興協議会	樋口 保	
9	教育	城山地区小中学校長情報連絡会	寄山 浩人	
10	教育	特定非営利法人 城山スポーツ&カルチャークラブめいぷる	片倉 理恵	
11	教育	神奈川県立相模原城山高等学校	樋口 一孝	
12	有識者		金子 直美	
13	有識者		本野 直子	

高齢者とともに築き支える地域づくり部会 検討事項

- 1 部会長・副部会長の選出
副部会長・・・
- 2 おせっかいのバンダナの配布方法の検討
- 3 今後の活動について

子どもたちの主体性を育む地域づくり部会 検討事項

1 副部会長の選出

副部会長・・・

2 あつまれ～ しろやまっこ！実施方法の検討

- ・実施場所

川尻小学校グラウンド

- ・日時

令和7年11月15日（土）AM

- ・実施内容

- ・城山地区子ども会育成連絡協議会との協力

- ・子どもたちの意見の集約方法

3 事業実施後の検討について